

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月15日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第22号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第26条 [略] [2 略] <u>3 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合に</u>	(国民健康保険税の減額) 第26条 [略] [2 略] [項を加える。]

は、当該額) とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定期日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日)の属する月(以下この号において「出産予定期月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定期月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の2 [略]

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の2 [略]

[条を加える。]

<p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p>
<p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類</u></p>
<p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができる。</u></p>
<p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。